

# 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同法第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 5 月 31 日

株式会社 ADEKA

株式会社 ヨンゴー

2023年5月31日

## 株式交換に係る事後開示事項

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号  
株式会社A D E K A  
代表取締役 城詰 秀尊

名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号  
株式会社ヨンゴー  
代表取締役 伊藤 禎敏

株式会社A D E K A（以下、「甲」といいます。）及び株式会社ヨンゴー（以下、「乙」といいます。）は、2023年4月20日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2023年5月31日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年5月31日

#### 2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った乙の株主はございませんでした。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

乙は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年4月20日付で、乙の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である甲の商号及び本店所在地を通知いたしましたが、株式買取請求を行った乙の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過  
甲は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2023 年 4 月 20 日付で、甲の株主に対し、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社である乙の商号及び本店所在地を電子公告により公告いたしました。なお、会社法 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った甲の株主はございませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過  
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 23,000 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 株主総会の承認  
甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本株式交換契約について、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

(2) 株式交換対価の交付

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除きます。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式1株につき0.5株の割合をもって甲の普通株式を割当交付いたしました。なお、甲が割当交付した甲の普通株式の合計は、11,500株です。

(3) 本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

- ① 資本金の増加額 金0円
- ② 資本準備金の増加額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- ③ 利益準備金の増加額 金0円

以上